

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
地域振興策基本計画策定業務委託

公募型プロポーザル
募集要項

平成29年3月10日
印西地区環境整備事業組合

目次

第1節	総則	1
第2節	参加申し込みの手続き	4
第3節	質問及び回答	6
第4節	評価組織及び評価項目・評価基準等	7
第5節	評価方法及び最優秀提案者の選定	8
第6節	失格要件等	10
第7節	情報公開	11

別紙1	公募型プロポーザルの評価項目等一覧
別紙様式1	参加申込書
別紙様式2	業務の実施体制
別紙様式3	プロポーザルテーマ1 【業務の実施方針】
別紙様式4	プロポーザルテーマ2 【各種選択決定の際の留意点】
別紙様式5	プロポーザルテーマ3 【明確化すべき事項】
別紙様式6	質問書

第1節 総則

第1項 業務名

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画策定業務委託
(以下「本業務」という。)

第2項 本業務の目的及び内容

本業務の仕様書のとおり。

第3項 本要項の目的

この要項は、本業務を公募型プロポーザル方式により執行するために必要な事項を定め、最優秀提案者を選定することを目的とする。

第4項 本要項における用語の解説及び略語

本業務の仕様書に準拠する。

第5項 公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務の検討分野は多岐に亘り、また、最適な成果の水準が予め特定されないことなどから、応募者の能力及び提案内容等を総合評価したうえで最適な随意契約の候補を選定するプロポーザル方式を採用する。

また、プロポーザル方式を採用するに当たり、幅広い応募を促進させ数多くの提案等を見極めたいことから、プロポーザルの型式は公募型を採用する。

第6項 提案限度額

18,360,000円(うち消費税及び地方消費税の額1,360,000円)

第7項 参加資格要件

本プロポーザルに参加するための資格要件は、次のとおりとする。

(1) 本業務の公告日から参加申し込みの手続き期限までの間において、次の①から⑤に掲げる事項のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

また、参加申し込みの手続き後であっても、契約締結までの間において同事項のいずれかに該当した者は、失格とする。

- ① 印西地区環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は他の公共団体から同様の措置を受けている者。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ③ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。

④ 6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、又は民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

⑤ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準じる者として排除要請があり、当該状態が継続している者。

(2) 平成19年度以降において、本業務と同種業務の元請実績（業務が完了し引渡し済んだ地方公共団体の発注に限る）を有する者であること。

なお、同種業務とは、公共施設を対象とした事業導入可能性調査、基本構想、基本計画及び管理運営計画等とする。

(3) 直接的な雇用関係にある従業員の内から、次の①から③に掲げる担当者を選任することができる者であること。（各担当者間の兼任はできない）

また、①の統括担当者、又は②の主任担当者の内、1人以上が（2）で規定する同種業務の経験を有すること。

① 統括担当者（1人選任）

本業務の統括的な指揮・監督を担任する。

② 主任担当者（1人以上選任）

本業務の指揮・監督及び組合との連絡等を担任する。

③ 担当者（1人以上選任）

主任担当者の補佐を行うことその他、主任担当者が不在の際における組合との連絡等を担任する。

第8項 事務局（書類の提出先・電話連絡先）

〒270-1352

印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター 次期施設推進班

TEL: 0476-46-2734

担当者: 浅倉（内線261）・川砂（内線263）

第9項 スケジュール

手続き	受付開始日及び提出期限日等	関係項目
参加申し込みに関する提出書類の受付開始 (公告日)	平成29年3月10日(金)	第2節第1項
質問書の受付開始	平成29年3月10日(金)	第3節第1項
質問書の提出期限	平成29年4月7日(金)	第3節第1項
参加申し込みに関する提出書類の提出期限	平成29年4月14日(金)	第2節第1項
1次評価結果通知書の発送	平成29年4月28日(金)	第5節第1項
2次評価(ヒアリング)の開催	平成29年5月10日(水)から 平成29年5月12日(金)の間	第5節第2項
2次評価結果通知書の発送	平成29年5月19日(金)	第5節第4項
契約締結(予定日)	平成29年5月31日(水)	第5節第6項

第2節 参加申し込みの手続き

第1項 参加申し込みの手続き

(1) 提出書類

提出書類	説明	部数
①参加申込書 (別紙様式1)	—	1
②契約実績確認書類	第1節第7項(2)で規定する実績を確認する書類として、1件分の契約書及び仕様書の写し	各1
③雇用確認書類	第1節第7項(3)の規定により選任する各担当者が、直接的な雇用関係にある従業員か確認する書類として、雇用契約書等の写し(当該確認に必要な情報は黒塗りのこと)	各1
④見積書 (任意様式)	見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含んだ総額を記入すること。また、見積書の宛名は、「印西地区環境整備事業組合 管理者 板倉正直」と記載すること。	1
⑤業務の実施体制 (別紙様式2)	第1節第7項(3)で規定する各担当者の選任を確認及び評価する書類	10
⑥プロポーザルテーマ1 (別紙様式3)	タイトル：【業務の実施方針】 用紙枚数：3枚以内とする。 記述内容：本業務を適切かつ円滑に履行するための実施方針に関することを記述する。	10
⑦プロポーザルテーマ2 (別紙様式4)	タイトル：【各種選択決定の際の留意点】 用紙枚数：6枚以内とする。 記述内容：展開する地域振興策及び事業スキームを選択決定する際の留意点に関することを記述する。	10
⑧プロポーザルテーマ3 (別紙様式5)	タイトル：【明確化すべき事項】 用紙枚数：6枚以内とする。 記述内容：本業務で明確化すべき事項に関することを記述する。	10

(2) 留意事項

プロポーザルテーマ1から3の作成にあたり共通する留意事項は、次のとおり。

- ①用紙のサイズは、日本工業規格A列4番縦型とすること。
- ②プリントは、片面とすること。
- ③文字のサイズは、11ポイント以上とすること。(図表等で用いる文字は除く)
- ④用紙の左側(綴る側)に10mm以上の余白を設けること。
- ⑤プロポーザルテーマ毎にページを付番すること。
- ⑥提案者名の記入、提案者名の特定が可能な記述及び提案者の企業ロゴマークの記入は、行わないこと。
- ⑦組合における地域振興策のこれまでの取り組みに対し批判的な内容であっても、本プロポーザルの評価及び将来に亘る一切について、何ら影響(提案者の不利益)はない。

(3) 提出方法

電話連絡した後、持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出期間

平成29年3月10日(金)から平成29年4月14日(金)17時まで(必着)

第2項 提出書類の受理通知書の発送

(1) 発送日

提出書類を受理した日から起算した3日後(土日祝日を除く)までに発送する。

(2) 発送先

全ての参加申込者

第3節 質問及び回答

第1項 質問の手続き

(1) 提出書類

質問書（別紙様式6） **質問の都度1部**

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、事前にその旨を電話連絡すること。

(3) 提出期間

平成29年3月10日（金）から平成29年4月7日（金）17時まで（必着）

(4) 備考

①質問書は、提出期間中、何度でも提出できるものとする。また、回答書に対する質問書の提出もできるものとする。

②本プロポーザルの評価に支障をきたす恐れのある質問を含む質問書は、受け付けない。

③第1節第7項で規定する参加資格要件に関する質問は、質問書によらず電話により問い合わせること。

第2項 質問書に対する回答

質問書を受理した日の翌日から起算した3日後（土日祝日を除く）の17時までに、当該質問書に対する回答書を組合のホームページに順次掲載する。

<http://www.inkan-jk.or.jp/>

第3項 回答書の取り扱い

回答書は、仕様書等の契約書類に対する追加又は修正として取り扱う。

第4節 評価組織及び評価項目・評価基準等

第1項 評価組織

1次評価（書類評価）及び2次評価（ヒアリング）を行い、プロポーザル内容を総合的に評価し最優秀提案者を選定する組織として、組合の職員で構成する最優秀提案者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

第2項 評価項目・評価基準等

「公募型プロポーザルの評価項目等一覧（別紙1）」（以下「評価項目等一覧」という。）のとおり。

第5節 評価方法及び最優秀提案者の選定

第1項 1次評価（書類評価）

提案者の多少に関わらず、1次評価として書類評価を行う。

なお、1次評価は提案者名の秘匿性を保持し、必要に応じて提案者名の特定が可能と考えられる記述部を事務局で黒塗りする場合がある。

（1）対象とする評価項目

評価項目等一覧で規定するNo.1からNo.5とする。

なお、その内、No.1は1次評価で最終的な評価点が確定する。

（2）上位提案者の選定

提案者が多数の場合は、1次評価で上位提案者を選定し、第2項で規定する2次評価（ヒアリング）に進む提案者の数を限定する場合がある。

（3）1次評価結果通知書の発送

①発送日

平成29年4月28日（金）

②発送先

全ての参加申込者

第2項 2次評価（ヒアリング）

2次評価としてヒアリング（提案者のプレゼン及び質疑応答）を行う。

なお、2次評価は第7節第1項①で規定するとおり一般に公開し、また、提案者名を秘匿する措置は行わない。

（1）2次評価に参加できる者

第1項（3）で規定する1次評価結果通知書に「2次評価の出席案内」が付記されている者とする。

（2）提案者がプレゼンする範囲

評価項目等一覧で規定するNo.2からNo.5とするが、プレゼンする内容は、その一部・全部を問わず任意とする。

（3）対象とする評価項目

評価項目等一覧で規定するNo.2からNo.6とする。

なお、その内、No.2からNo.5は、提案者のプレゼン及び質疑応答の内容如何により、1次評価における評価点を各々補正（増、変わらず又は減）する。

（4）開催日時

平成29年5月10日（水）から平成29年5月12日（金）の間で、組合が指定する日時とする。

（5）開催場所

組合 3階会議室

(6) 出席人数

各者4人までとする。

(7) 時間配分

①プレゼンの時間は、30分以内とする。

②質疑応答の時間は、30分以内とする。

(8) プレゼン及び質疑に対する応答を担当する者

特別の事情がない限り、第1節第7項(3)で規定する主任担当者若しくは統括担当者が、主導的な立場として担任すること。

(9) 備考

パワーポイント等のプレゼンテーションソフトウェア、プロジェクタ及びスクリーンの使用は不可とする。

第3項 最優秀提案者(受託候補者)の選定

1次評価で確定した評価項目等一覧で規定するNo.1の評価点に、2次評価における同No.2からNo.6の評価点を足した合計評価点(全選定委員の合計点)が最上位の者を最優秀提案者として選定する。

ただし、当該最上位の者が複数の場合は、同No.1の見積金額が最も安価な者を最優秀提案者として選定し、当該見積金額も同額の場合は、くじ引きによる。

なお、最優秀提案者の合計評価点の平均点が60点に満たない場合は、本プロポーザルを無効とする。

第4項 2次評価結果通知の発送

(1) 発送日

平成29年5月19日(金)

(2) 発送先

2次評価を行った全ての者

第5項 契約締結前の提出物

最優秀提案者は、組合が指定する様式を用いた「見積書の内訳書」を速やかに提出すること。

第6項 契約締結

プロポーザル資料及びヒアリングの内容に基づき、組合と最優秀提案者で契約内容の協議を行い、平成29年5月31日(水)に、随意契約により契約を締結する予定とする。

なお、当該協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点提案者との契約協議を行う。

また、最優秀提案者が正当な理由なく当該協議又は契約締結を辞退する場合は、印西地区環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止等の処分を行う場合がある。

第6節 失格要件等

第1項 失格要件

第1節第7項(1)で規定するもののほか、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ①提出書類に過不足がある場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③提案限度額を超過した見積書を提出した場合
- ④正当な理由なく2次評価に遅参又は欠席した場合
- ⑤本要項で規定する手続き以外で、選定委員会の委員及びその他組合職員等の関係者に、本プロポーザルに対する助言等を得ることを目的とした連絡及び接触を行ったと選定委員会が認める場合
- ⑥選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったと選定委員会が認める場合

第2項 その他留意事項

- ①天災等の不測の事態により、書類提出の遅延及び2次評価に遅参又は欠席する恐れのある場合は、事前に電話連絡し指示を受けること。
- ②提出書類の受理後、書類の修正及び追加提出は、認めない。
- ③提出書類は、返却しない。
- ④提出書類は、評価等を行うにあたり必要最小限の範囲で複製を作成する場合がある。
- ⑤受注者が提出した書類の著作権及び利用権は、組合に帰属するものとする。
- ⑥参加申込書を組合が受理した後に本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに電話連絡のうえ、辞退理由を記載した任意様式の辞退届を提出すること。
- ⑦参加申込者が1者であっても、本プロポーザルは実施する。
- ⑧選定委員会による評価の経緯等に関する問い合わせは、受け付けない。
- ⑨評価結果に対する異議申し立ては、受け付けない。
- ⑩本プロポーザル手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、計量単位は計量法及び時間は日本の標準時とする。
- ⑪本プロポーザルに要する経費は、提案者側で負担すること。
- ⑫本プロポーザルは、最優秀提案者を選定することを目的に実施するものであり、必ずしも提案された内容で契約締結するものではない。
- ⑬最優秀提案者は、契約締結を経て業務完了までの間、業務の実施体制(別紙様式2)に記載した各担当者を変更することができない。ただし、退職等、止むを得ない事情がある場合は、組合が同等以上と判断する者に限り、変更することを可能とする。

第7節 情報公開

第1項 情報公開

透明性の確保及び積極的な情報公開の推進を図るべく、次に掲げる公開及び公表を行う。

- ① 2次評価は一般に公開する。ただし、提案者は他の提案者の2次評価を傍聴することができないものとする。
- ② 2次評価の傍聴人に、本プロポーザル資料を閲覧する。
- ③ 最優秀提案者の選定後、本プロポーザルで用いた資料の全てを組合のホームページで公表する。ただし、各担当者（最優秀提案者を除く）の職氏名は、黒塗りし秘匿する。
- ④ 最優秀提案者の選定後、2次評価の議事録を組合のホームページで公表する。ただし、説明者（最優秀提案者を除く）の職氏名は、当該議事録に記載しない。
- ⑤ 最優秀提案者の選定後、全提案者の1次評価結果及び2次評価結果における評価項目毎の評価点及び順位と合わせ、選定委員会の委員長による総括を組合のホームページで公表する。なお、これをもって最優秀提案者の選定理由及び非選定理由の公表とする。
- ⑥ 最優秀提案者の選定後、選定委員会の委員の職氏名を組合のホームページで公表する。

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画策定業務委託 公募型プロポーザルの評価項目等一覧

No.	評価対象となる資料等 (プロポーザル資料等)	評価項目	評価基準	配点の配分 (端数が生じた場合は小数点以下を切り捨てる)	配点
No.1	見積書 (任意様式)	見積金額	本評価項目の配点×最も安価な提案者の見積金額/当該提案者の見積金額	左記のとおり。	5
No.2	業務の実施体制 (別紙様式2)	業務の実施体制	各担当者に対する次に掲げる状況 ①選任する人数 ②本業務に対する専任・兼任の別 ③手持ち業務の状況 ④業務経験 ⑤論文発表及び表彰等の実績 ⑥保有資格 ⑦その他経歴事項	1:評価要素なし (配点を得られない) 2:劣る (配点の20%を得る) 3:やや劣る (配点の40%を得る) 4:及第 (配点の60%を得る) 5:やや優れる (配点の80%を得る) 6:優れる (配点の100%を得る)	10
No.3	プロポーザルテーマ1 (別紙様式3) 【業務の実施方針】 本業務を適切かつ円滑に履行するための実施方針 に関することを記述する。	プロポーザルテーマ1	着目点・的確性・独創性・実現性	同上	15
No.4	プロポーザルテーマ2 (別紙様式4) 【各種選択決定の際の留意点】 展開する地域振興策及び事業スキームを選択決定 する際の留意点に関することを記述する。	プロポーザルテーマ2	同上	同上	25
No.5	プロポーザルテーマ3 (別紙様式5) 【明確化すべき事項】 本業務で明確化すべき事項に関することを記述 する。	プロポーザルテーマ3	同上	同上	25
No.6	ヒアリング	プレゼン能力	同上の他、説明能力・質疑応答の的確性・積極的な姿勢	同上	20
				配点合計	100